

# ひとり親家庭・寡婦のための貸付制度

令和8年度 大津市

## 母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金

令和8年4月1日

資金名	貸付対象等	貸付限度額	貸付けを受ける期間	据置期間	償還期限	利率
就学支度	ひとり親家庭の父又は母が扶養する児童が、就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	別表2のとおり(裏面)		当該学校卒業後6ヶ月	大学(短大)10年以内 高校その他5年以内	無利子
修学	ひとり親家庭の父又は母が扶養する児童が、高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	別表1のとおり(裏面)	修学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	10年以内(専修学校(一般過程)は5年以内)	無利子
技能習得	ひとり親家庭の父又は母が、自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額……………68,000円 *特別:各種学校等……………816,000円 *特別:自動車運転免許習得……………460,000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	10年以内	(保証人有) 無利子
修業	ひとり親家庭の父又は母が扶養する児童が、事業を開始し又は就職するために必要な資金	月額……………68,000円 *特別:自動車運転免許習得……………460,000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	無利子
就職支度	ひとり親家庭の父又は母が、就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	110,000円 *特別:自動車購入を含む場合……………340,000円		1年	6年以内	(保証人有) 無利子
転宅	ひとり親家庭の父又は母が、住宅を移転するために住宅の賃借に必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有) 無利子
住宅	ひとり親家庭の父又は母が、住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別:2,000,000円)		6ヶ月	6年以内 特別7年以内	(保証人有) 無利子
事業開始	ひとり親家庭の父又は母が、母子・父子福祉団体について政令で定める事業を開始するために必要な設備、什器、材料、機械等の購入資金	個人……………3,720,000円 団体……………5,580,000円		1年	7年以内	<母子父子・寡婦> (保証人有) 無利子 <母子・父子福祉団体> 無利子
事業継続	ひとり親家庭の父又は母が、母子福祉団体について現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人……………1,860,000円 団体……………1,860,000円		6ヶ月	7年以内	<母子父子・寡婦> 無利子 <母子・父子福祉団体> 無利子
医療介護	ひとり親家庭の父又は母が、医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療分……………340,000円 (特別:510,000円) 介護分……………500,000円			医療介護を受ける期間満了後6ヶ月	5年以内 (保証人有) 無利子
生活	ひとり親家庭の父又は母が、知識技能を習得している間の生活補給資金	月額……………141,000円	知識技能を習得する期間中5年以内		技能習得10年以内	(保証人有) 無利子
	ひとり親家庭の父又は母が、医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金	月額……………118,000円 (生活中心者でない場合79,000円)	医療又は介護を受けている期間中1年以内		医療又は介護5年以内	
	ひとり親家庭の父又は母が、ひとり親家庭になって間もない(7年未満)父又は母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)の生活補給資金	(注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない男子または女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額118,000円、合計2,832,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については1,416,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	期間の定めなし(ただし貸付金額上限2,736,000円)	貸付期間終了後6ヶ月	生活安定貸付8年以内	
	ひとり親家庭の父又は母が、失業中又は家計急変した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	原則3ヶ月以内		失業5年以内 家計急変10年以内	
結婚	ひとり親家庭の父又は母が、扶養する児童が20歳以上の子の婚姻に際し必要となる資金	340,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子

※貸付には、原則として保証人を立てていただくこととなります(三親等以内)。貸付利率は無利子となります。

ただし、保証人を立てられない場合、年利1.0%の有利子となる場合があります。

※修学資金は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金など同種の奨学資金制度による学資資金の貸付または給付を受けている方については、奨学金の貸与月額と本貸付限度額との差額を限度とします。

※修業資金の自動車免許取得は、児童が高校3年在学時で、就労に関し必要とする場合などに限ります。

※就職支度資金は、会社などへの入社後1か月以内に申請することが必要です。自動車購入は車通勤することが必要と認められる場合のみ対象となります。

※住宅資金は、住宅を補修・改築・増築等を行う場合、現在居住し、かつ所有するものに限ります。

※高等教育の修学支援制度による授業料等の減免や給付型奨学金の給付があった場合、貸付金のうち相当額について返還が必要となります。

※事業開始資金及び事業継続資金は、保証人を立てる場合は、公証人による保証意思の確認、公正証書の作成が必要となります。

\*この貸付金制度を利用される方は、大津市 ども未来部 子育て支援給付課(077-528-2686)にご相談ください。(裏面へ)

(1) 貸付申請	貸付を受けようとする者は、配偶者のいない男子又は女子に該当する事実及び児童を扶養する事実を証する書類ならびに申請する資金に対するそれぞれの書類を貸付申請書に添付のうえ、大津市子ども未来部子育て支援給付課に申請する。
(2) 貸付決定	市は、申請書の内容を審査のうえ貸付決定ならびに貸付不承認の決定を行う。
(3) 貸付の停止	修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金については、借主としての資格がなくなった場合、借主やその児童(子)が修学をやめた場合は貸付を停止する。
(4) 連帯保証人及び連帯債務を負担する借主	連帯保証人は市内に引き続き1年以上居住していて、定められた所得のある者で、貸付を受けた者と連帯債務を負担する。修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金については、その父又は母と子が借主となる。
(5) 一時償還	貸付を受けた者が貸付金の目的外に使用したとき、または償還金の支払いを怠ったときは全部または一部につき一時償還を請求する。
(6) 償還金の支払猶予	貸付を受けた者が災害、盗難、疾病、その他のやむを得ない理由により償還期日までに支払うことが著しく困難な場合(ただし、連帯借主がある場合は除かれる。)、修学資金または就学支度資金については、その償還期日において、高校、大学等に修学している場合は支払猶予ができる。
(7) 違約金	支払期日までに納入されなかった場合、延滞元利金額につき3.0%の違約金が課せられる。(支払期日から支払当日までの日数により計算)

別表1 令和8年度 修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(単位:円)

学校種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学の時	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学の時	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学の時	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学の時	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学の時	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学の時	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程 又は専攻科)	国公立	自宅通学の時	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学の時	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私立	自宅通学の時	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外通学の時	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500	67,500			
		自宅外通学の時	96,500	96,500			
	私立	自宅通学の時	93,500	93,500			
		自宅外通学の時	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般課程)		55,500	55,500				

\*修学資金の場合、所得制限があります。

\*貸付金の申請は原則として事前申請となります。

\*貸付金の支払(継続資金の場合は1回目の支払)は原則として申請を受け付けた月の翌々月の末日となりますので、日数の余裕を持ってご相談下さい。

別表2 令和8年度 就学支度資金限度額一覧表

(単位:円)

学校種別			
小学校			91,600
中学校			101,000
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学の時	150,000
		自宅外通学の時	160,000
	私立	自宅通学の時	410,000
		自宅外通学の時	420,000
大短期大学 大学院 高等専門学校 専修学校 (専門課程 又は専攻科)	国公立	自宅通学の時	420,000
		自宅外通学の時	430,000
専修学校 (一般課程)	私立	自宅通学の時	580,000
		自宅外通学の時	590,000
専修学校 (一般課程)		自宅通学の時	150,000
		自宅外通学の時	160,000
修業施設 (高卒者)		自宅通所の時	272,000
		自宅外通所の時	282,000
修業施設 (中卒者)		自宅通所の時	150,000
		自宅外通所の時	160,000

\*小学校、中学校の場合は、所得制限があります。  
\*原則として、貸付を受ける年度の1月中に申請をする必要があります。